

# 兵庫県公報

平成19年12月14日 号 外

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 規 則

ページ

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
(環境整備課) ..... 1
- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) ..... 2

### 公布された法令のあらまし

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第76号)

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成19年兵庫県条例第18号)の施行期日を平成19年12月15日とすることとした。

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第77号)

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正により、解体工事の施工者に、建設資材廃棄物の引渡しの完了の報告を義務付けることに伴い、当該報告の手続を定めることとした。

1 建設資材廃棄物の引渡しの完了の報告は、建設資材廃棄物引渡完了報告書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により送付を受けた当該建設資材廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し又は当該建設資材廃棄物に係る電子情報処理組織による通知を紙に出力したもののがいずれかを添付してしなければならないものとする。

2 1により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 解体工事の名称
  - イ 解体工事の場所
  - ウ 解体した建築物等の構造
  - エ 建築物の解体工事にあっては、当該解体工事に係る部分の床面積
  - オ 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者による解体工事にあっては、当該解体工事の請負代金
  - カ 建設資材廃棄物の処理費用
  - キ 建設資材廃棄物の引渡しが完了した年月日
  - ク 建設資材廃棄物の種類ごとの搬出先の事業場の名称及び所在地並びに引渡量
- 3 その他規定の整備を行う。

### 規 則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第76号

### 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成19年兵庫県条例第18号)附則

第1項に規定する規則で定める日は、平成19年12月15日とする。

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第77号

**産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

「第2章 産業廃棄物の不適正

目次中「第2章 産業廃棄物の不適正な処理の防止（第3条—第8条）」を 第1節 産業廃棄物の不適

第2節 建設資材廃棄物の

な処理の防止

正な保管の防止（第3条—第8条）に改める。

不適正な処理の防止（第8条の2）

第2章中第3条の前に次の節名を付する。

第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止

第2章中第8条の次に次の1節を加える。

第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止

第8条の2 条例第16条の3第1項の規定による報告は、建設資材廃棄物引渡完了報告書（様式第5号の2）に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条、第15条及び第16条において「法」という。）第12条の3第2項の規定により送付を受けた当該建設資材廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し又は当該建設資材廃棄物に係る法第12条の5第4項の規定による通知を紙に出力したもののがなければ添付してしなければならない。

2 条例第16条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 解体工事の名称

(2) 解体工事の場所

(3) 解体した建築物等の構造

(4) 建築物の解体工事にあっては、当該解体工事に係る部分の床面積

(5) 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者による解体工事にあっては、当該解体工事の請負代金

(6) 建設資材廃棄物の処理費用

(7) 建設資材廃棄物の引渡しが完了した年月日

(8) 建設資材廃棄物の種類ごとの搬出先の事業場の名称及び所在地並びに引渡量

第15条第1号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条及び次条において「法」という。）」を「法」に改める。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

## 様式第5号の2(第8条の2関係)

## 建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様  
注文者 様

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話( ) - 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m <sup>2</sup>
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
がれき類(コンクリートくず)	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
金属くず		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類(コンクリートくず)、がれき類(アスファルトくず)及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

A 4

## 附 則

この規則は、平成19年12月15日から施行する。